3．3　使用について

⑴　使用装置については、始業点検を行うとともに、作業中にも随時点検を行うこと。

⑵　四塩化炭素を飛散又は流出させないように注意して作業を行うこと。

⑶　四塩化炭素を使用した後、次の工程で水を使用する場合には、水に四塩化炭素が溶解又は混入するため注意すること。

⑷　水分離器等のフィルター等の交換は、四塩化炭素を十分に除去した後に行うこと。

⑸　作業終了後は、使用装置の点検を行い、使用装置をふたで密閉する等四塩化炭素の蒸発を防止すること。

⑹　万一、誤って漏出させた場合に備えて、使用に当たっては受皿等を用意すること。

4．使用済みの四塩化炭素の取扱いに当たっては、次の事項に留意して四塩化炭素の再生利用及び回収再利用に努めること。

4．1　再生利用について

⑴　使用済みの四塩化炭素を含む廃液等の汚染物は、これらから四塩化炭素が漏出・飛散しないように注意して取り扱うこと。

⑵　使用済みの四塩化炭素を含む廃液等の汚染物は、分別し、ドラム缶等の密閉できる容器に入れて、適切に貯蔵し、できる限り速やかに再生処理すること。

⑶　蒸留装置は、本体、配管の継目等について始業点検を行うこと。作業中にも随時点検を行うこと。

⑷　蒸留は、次のことに留意しつつ、できる限り効率よく行うこと。

①　蒸留装置に仕込む使用済みの四塩化炭素の量は、蒸留装置ごとに規定された量以下とし、適正に保つこと。

②　使用済みの四塩化炭素の突沸及び分解を防ぐために、蒸留温度は適正な範囲に保持して蒸留を行うこと。

③　冷却水量を十分に保ち、水温を適正に保持すること。

④　水分離器の管の詰まり及び水抜きに注意すること。

4．2　回収再利用について

蒸発した四塩化炭素及び水と混合した四塩化炭素は、その濃度及び量に応じて適切な構造及び処理能力を有する活性炭吸着装置、水分離器等によりできる限り回収し、再利用すること。

なお、次のことに留意しつつ、できる限り回収再利用すること。

⑴　活性炭吸着装置は、活性炭の吸着効果を適正に保持するため、活性炭が飽和状態になる前に、適切な間隔で再生を行うこと。

⑵　吸着を停止した活性炭に水蒸気を送り込んで四塩化炭素を脱着する際には、使用する水分離器の詰まり及び水抜きに注意すること。

5．四塩化炭素を取り扱う施設の構造等については、次の事項に留意して適宜見直しを行い、必要に応じて改善措置を講ずること。

取扱施設の排気及び排水について、適切なサンプリング及び分析を行うことにより、含まれる四塩化炭素の濃度を把握し、異常が認められた場合には、四塩化炭素を取り扱う施設の構造、施設の点検管理、取扱作業及び再生・回収作業について見直しを行うことにより、その原因を究明すること。

6．四塩化炭素を取り扱う施設からの四塩化炭素の漏出については、次の事項に留意して対処すること。

6．1　漏出処理要領の策定等について

次の内容を踏まえた漏出処理要領を策定し、応急措置、処理方法をあらかじめ作業者に周知しておくこと。

⑴　発見者は、漏出を責任者に通報するとともに、通報を受けた責任者は、装置を停止させる等必要な応急措置を速やかに作業者に対し指示すること。

⑵　漏出箇所からの漏れを止めるか、又はその施設内の内容物を他の容器へ移し替えること。

⑶　漏出物は、ポンプ等により回収を行い、また、ポンプ等により回収できなかったものについては、活性炭等による吸着、乾燥した砂等による吸収又はウエス、紙タオル等によるふき取りを行うこと。

6．2　漏出を認めたときの処置について

漏出を認めたときは、漏出処理要領に従って処置すること。

（参考）

⑴　四塩化炭素の蒸気にさらされないように注意して作業すること。

⑵　大量に流出した場合の作業に当たっては、次の保護具を着用すること。

①　空気呼吸器、送気マスク（ホースマスク、エアーラインマスク）又は有機ガス用防毒マスク

②　保護眼鏡

③　四塩化炭素に耐性をもつ保護手袋、保護長靴、保護服等

**○厚生労働省
環境省
経済産業省告示第十四号**

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三十六条第一項の規定に基づき、トリクロロエチレン若しくは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条に定める製品でトリクロロエチレンが使用されているもの又はテトラクロロエチレン（クリーニング営業者に係るものを除く。）若しくは同令第十一条に定める加硫剤、接着剤（動植物系のものを除く。）、塗料（水系塗料を除く。）、洗浄剤（クリーニング営業者に係るものを除く。）若しくは繊維製品用仕上加工剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針を次のように定めたので、同項の規定に基づき公表し、平成二十三年四月一日から適用し、トリクロロエチレン若しくは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める製品でトリクロロエチレンが使用されているもの又はテトラクロロエチレン（クリーニング営業者に係るものを除く。）若しくは同令第五条に定める加硫剤、接着剤（動植物系のものを除く。）、塗料（水系塗料を除く。）、洗浄剤（クリーニング営業者に係るものを除く。）若しくは繊維製品用仕上加工剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針（平成二十二年環境省告示第四号）は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年七月十五日

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁

トリクロロエチレン若しくは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条に定める製品でトリクロロエチレンが使用されているもの又はテトラクロロエチレン（クリーニング営業者に係るものを除く。）若しくは同令第十一条に定める加硫剤、接着剤（動植物系のものを除く。）、塗料（水系塗料を除く。）、洗浄剤（クリーニング営業者に係るものを除く。）若しくは繊維製品用仕上加工剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針

本指針は、第二種特定化学物質であるトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる環境の汚染を防止するため、トリクロロエチレン若しくは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条に定める製品でトリクロロエチレンが使用されているもの又はテトラクロロエチレン（クリーニング営業者に係るものを除く。）若しくは同令第十一条に定める加硫剤、接着剤（動植物系